令和6年9月27日

公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 岡 宗 鷹

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に【該当します・該当しません】ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 (089) 935-8933

F A X (089) 943-6779

電子メール ehime-kyokai@e-kyokai.or.jp

(参考) 国家公務員法等の規定

- 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務

員法第106条の24第1項第4号

- 職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20 年内閣府令第84 号) 第8条